

原規放発第 15073019 号
平成 27 年 7 月 30 日

原子力規制委員会委員長
田中 俊一 殿

放射線審議会会長
神谷 研二

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準等の策定について（答申）

平成 27 年 7 月 8 日付原規規発第 1507086 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準等の改正後の運用において留意すべき事項を以下のとおり申し添える。

1. 緊急作業時の被ばく限度として新たに定められる基準に基づき行われる作業について、防護の最適化の観点から作業員の被ばくは ALARA*の考え方に基づき管理すべきものであり、原子力事業者に対してはこれを踏まえた線量管理を指導すること。
2. 原子力事業者に対して、新たに定められる基準が適用される緊急作業に係る放射線業務従事者に丁寧に説明し緊急作業に従事する意思を確認すること、当該従事者に対して教育・訓練を適切に実施すること、緊急作業を実施するために必要十分な放射線防護資機材を確保すること、及び当該従事者が緊急作業に従事した場合必要な健康診断を実施するための適切な措置を講ずることを指導すること。

※ ALARA (As Low As Reasonably Achievable): 被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、社会的、経済的要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。

原規放発第 15073019 号
平成 27 年 7 月 30 日

原子力規制委員会委員長
田中 俊一 殿

放射線審議会会長
神谷 研二

人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について

人事院より平成 27 年 7 月 21 日付職職-204 をもって諮問のあった件についての答申に際して、原子力規制委員会において留意すべき事項を以下のとおり述べる。

1. 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業（以下「特例緊急作業」という。）に従事する原子力保安検査官の被ばくは、防護の最適化の観点から、ALARA*の考え方に基づき線量管理すべきものであること。
2. 特例緊急被ばく限度について原子力保安検査官に丁寧に説明し特例緊急作業に従事する意思を確認すること、当該原子力保安検査官に対して教育・訓練を適切に実施すること、特例緊急作業を実施するために必要十分な放射線防護資機材を確保すること、及び当該原子力保安検査官が特例緊急作業に従事した場合に必要な健康診断を実施するための適切な措置を講ずること。

※ ALARA (As Low As Reasonably Achievable): 被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、社会的、経済的要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。

原規規発第 1507086 号

平成 27 年 7 月 8 日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（諮問）

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令・通商産業省令第一号）等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準を別紙の内容で策定することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）第六条の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

(別紙)

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準に係る諮問事項

1. 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度
緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を次のように定める。

(1) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく緊急作業に係る線量限度は、実効線量について100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルトとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、原子力事業者の原子炉の運転等により次のいずれかの事象が発生した場合の線量限度は、実効線量について250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルトとする。

- 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)第4条第4項第1号から第3号までのいずれかの事象
- 原子力災害対策特別措置法施行令第6条第3項第1号又は第2号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第4項第1号から第3号までのいずれかの事象
- 次の表の上欄に掲げる原子力事業者の原子炉の運転等のための施設の区分に応じ、同表下欄に掲げる事象

上 欄	下 欄
イ 沸騰水型発電用原子炉施設(原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。)	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報事象等規則」という。)第7条第1号の表イ(3)、(7)、(8)、(13)及び(14)並びに第14条の表イ

	に規定する事象
ロ 加圧水型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	通報事象等規則第7条第1号の表ロ（5）、（6）、（7）、（12）及び（13）並びに第14条の表ロに規定する事象
ハ ナトリウム冷却型発電用原子炉施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	通報事象等規則第7条第1号の表ハ（5）、（6）、（7）、（11）及び（12）並びに第14条の表ハに規定する事象
ニ 試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）及び附属設備（以下「試験研究用等原子炉施設」という。）のうちナトリウム冷却型高速炉に係る施設（原子炉容器内に使用済燃料が存在しない場合を除く。）	通報事象等規則第7条第1号の表ニ（5）、（6）及び（7）並びに第14条の表ニに規定する事象
ホ 試験研究用等原子炉施設（二に掲げるものを除く。）	通報事象等規則第7条第1号の表ホ（1）、（2）及び（3）並びに第14条の表ホに規定する事象
ヘ 使用済燃料貯蔵槽内にのみ使用済燃料が存在するイから二に掲げる施設（通報事象等規則第7条第1号トの規定に基づき原子力規制委員会が定めたものを除く。）	通報事象等規則第7条第1号の表ト（3）、（4）及び（7）並びに第14条の表トに規定する事象
ト イからへまでに掲げるもの以外の発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設	通報事象等規則第7条第1号チ並びに第14条の表チに規定する事象
チ 再処理施設	通報事象等規則第7条第1号の表リ（2）及び（3）に規定する事象

- 通報事象等規則第7条第2号の事象

2. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示における緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度

緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を次のように改める。

(1) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示における緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルトとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項第4号若しくは第6条第3項第3号の事象又は原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省令・経済産業省令・国土交通省令第2号）第3条若しくは第4条の事象が発生した場合は、実効線量について250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルトとする。

3. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示における緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度

緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度を次のように改める。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示における緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について100ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルトとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかの事象が発生した場合は、実効線量について250ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について

300ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について1シーベルトとする。

- 原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項第1号から第3号までのいずれかの事象
- 原子力災害対策特別措置法施行令第6条第3項第1号又は第2号の区分に応じ、当該各号に定める放射線量が検出されたこと又は同条第4項第1号から第3号までのいずれかの事象
- 通報事象等規則第7条第1号へ(1)若しくは(2)に規定する事象(使用済燃料貯蔵槽内に使用済燃料が存在しない場合を除く。)又は通報事象等規則第7条第1号チに規定する事象
- 通報事象等規則第7条第2号の事象